

## 令和6年度亀山サステナブルファーマー認証制度応募要項

### 第1. 制度の目的

持続可能かつ高付加価値な農業に取り組む経営体に対し、亀山サステナブルファーマー認証（以下「K S F 認証」という。）及び交付金を交付することで、経営意欲の喚起を図り、生産性の高い稼げる農業の展開を促進して経営安定化を図ります。

また、そうした経営体の市内就農を促進することにより、地域の農業基盤の維持・発展を図ることを目的とします。

### 第2. K S F 認証取得のメリット

K S F 認証を取得した場合、以下のメリットが得られます。

- (1) 表彰式での表彰、認証書の交付
- (2) 認証マークの使用による販売促進
- (3) 市ホームページ、SNSなど各種媒体での情報発信
- (4) 社会的評価の向上
- (5) 職場の雰囲気・意欲の向上など

### 第3. 応募要件

市内で農産物を生産する法人で、次に掲げる要件を満たすものとしてします。

- (1) 主たる事業が農業であること。  
直近3か年における農業における売上高が、同3か年における事業全体の売上高の過半をしめていること。
- (2) 法人が営農している亀山市内の農地の所有権又は利用権を交付対象者または法人の役員が有していること。
- (3) 第5に掲げる表の小項目の欄に掲げる取組項目のうち、自社に該当する取組項目の点数の合計（以下「点数」という。）が7点以上であること。
- (4) 市税を滞納していないこと。
- (5) 代表者、役員若しくは使用人その他の従業員若しくは構成員等が亀山市暴力団排除条例(平成23年亀山市条例第1号)第2条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第1号に規定する暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者でないこと又はこれらの者が直接的若しくは間接的に経営に関与していないこと。
- (6) 労働に関する法令等に関し、重大な違反がないこと。
- (7) 公序良俗に反する事業を行っていないこと。

#### 第4. K S F 認証及び交付金

##### (1) K S F 認証

点数が7点以上のときに認証書を交付します。

##### (2) 交付金

点数が8点以上のときに、点数から7を減じた数に5万円を乗じた金額を交付します。

(例) 合計点10点の場合 (10点－7点) × 5万円 = 15万円

#### 第5. 取組項目

大項目	小項目	点数
担い手確保	役員の他に従業員を雇用していること	1
	女性従業員の割合が40%以上であること	3
	50歳未満の従業員が50%以上であること	3
	障がい者を雇用していること	2
経営改善	農産物の加工・販売に取り組んでいること	1
	GAP認証を取得していること	2
	スマート農業に取り組んでいること	3
	農産物等のインターネット販売に取り組んでいること	2
環境負荷低減	「みえの安心食材表示制度」の認証を受けていること	1
	再生可能エネルギーを利用していること	2

#### 第6. 応募方法

亀山サステナブルファーマー認証制度実施要領（以下「要領」という。）に規定する様式に必要書類を添付して提出してください。

##### (1) 応募受付期間

令和6年11月1日（金）8時30分から令和6年12月6日（金）

17時まで

(2) 提出書類

- ①認証申請書（様式第1号） 【1部】
- ②認証申請調書（様式第2号） 【1部】
- ③誓約書（様式第3号） 【1部】
- ④添付資料 【1部】

※その他、必要に応じて追加資料の提出をお願いすることがあります。

※添付資料は、要領に規定するものとし、原則A4サイズとします。

※書類に不備等がある場合、修正または再提出を求められることがあります。

※応募書類は返却しません。必要に応じて写しをとってください。

※認証申請書等は、担当部署の窓口にて配布するほか、市ホームページからダウンロードしていただけます。

※応募書類は、本事業内でのみ利用し、他の目的には使用しません。

(3) 提出方法

担当部署に持参または郵送で提出してください。

(4) 担当部署

〒519-0195 亀山市本丸町577番地  
亀山市産業環境部農林振興課農林政策グループ  
TEL 0595-84-5068  
FAX 0595-82-9669  
MAIL norinseisaku@city.kameyama.mie.jp

## 第7. 審査の流れ

担当部署において、提出書類を審査します。審査結果は、担当部署から応募者に対してお知らせします。

- (1) 書類審査：12月下旬頃
- (2) 認証法人決定：1月上旬頃
- (3) 表彰式：2月下旬頃

## 第8. その他

KSF認証等の交付を受けた者が、第3に掲げる要件に適合しなくなったとき、偽りその他の不正な手段でKSF認証等の交付を受けたとき又はその他の事由によりKSF認証にふさわしくないと判断されるときは、KSF認証を取り消すことや交付金の返還を求めることがあります。